

死因究明等推進計画の概要等

死因究明等推進本部事務局

(厚生労働省 医政局 医事課死因究明等企画調査室)

死因究明等推進計画のポイント

<背景>

- 令和2年4月「死因究明等推進基本法」施行 → 令和3年6月「死因究明等推進計画」策定
 - ※ 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（法第19条第7項）
- 令和5年度 死因究明等推進計画検証等推進会議（5回開催）

<現状と課題>

- 年間死亡数の増加
 - ※ 年間死亡数：138万人（R元）→157万人（R4）
- 死因究明等に係る人材の乏しさ
 - ※ 法医学教室の定年退職者増加、常勤医1人以下が10県（R4）、働き方改革の中での人員確保 等
- 死因究明等に係る更なる地域の体制整備の必要性等
 - ※ 地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化 等

ポイント

- 死因究明等に係る人材の育成、確保方策
 - ・ 検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
 - ・ 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策
 - ・ 地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
 - ・ 地方協議会の運営マニュアルの充実
 - ・ 地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援 等
- その他
 - ・ 地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
 - ・ 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）について、課題検討、好事例の横展開、普及啓発等の推進
 - ・ 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討 等

死因究明等推進計画の概要①

1 現状と課題

- 年間死亡数の増加 ※年間死亡数：138万人(R元)→157万人(R4)
- 法医学教室の定年退職者増加、補助人材の少なさ、働き方改革の中での人員確保 ※常勤医1人以下が10県(R4)
- 死因究明等推進地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化等
- 公衆衛生の向上等のため、死因究明等の成果を広く一般に周知

2 死因究明等の到達すべき水準、基本的な考え方

- 死因究明等の到達すべき水準
 - ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
 - ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
 - ③ 客観的かつ中立公正に実施
 - ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上及び増進、被害の拡大防止等
- 死因究明等の基本的な考え方
 - 国の責務（具体的施策の実施）
 - 地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施等）
 - 大学の努力義務（大学における人材育成・研究実施）
 - 医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携

死因究明等推進計画の概要②

3 死因究明等に関し講ずべき施策

※ 下線は新規事項等

人材育成等 施策番号 1～20

- 死体検案研修会等による検案医の増加と資質向上等
- 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 研修による警察等職員の育成等

教育及び研究の拠点の整備 21

- 大学を通じた教育・研究拠点整備の取組支援

警察等における実施体制の充実 30～41

- 検視官、鑑識官の効果的・効率的な運用
- 必要な解剖、薬毒物検査、死亡時画像診断等の確実な実施
- 適正かつ効果的な身元確認の推進

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 42～57

- 地域の死因究明等の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 解剖、画像診断、検査や施設設備整備の費用支援
- 死亡診断書の様式、電子的交付の検討
- 検案する医師が法医学者に相談できる体制の充実

死体の科学調査の活用 58～74

- 地域の薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 死亡時画像診断の活用に係る費用の支援、研修会等による医師、診療放射線技師の増加と資質向上等

専門的な機関の全国的な整備 22～29

- 公衆衛生に活用される地方公共団体の体制整備の推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
- 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実
- 死因究明等推進地方協議会の積極的な開催、解剖等対応可能施設等の把握、協議会による研修等への支援等
- 大規模災害等に備えた体制の構築推進

身元確認のための死体の科学調査の充実等 75～79

- 歯科所見による身元確認のためのデータベース構築の検討

情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 80～92

- 解剖等データベース運用の実現可能な体制等の方向性
- 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の課題検討、好事例の横展開、普及啓発等を推進
- 遺族等への丁寧な説明の促進

情報の適切な管理 93

- 情報管理の重要性の周知徹底による適切な管理

死因究明等推進計画の概要③

4 推進体制等

※ 下線は新規事項等

- 3年に1回、計画に検討を加え、必要に応じて見直し
- 関係省庁で少なくとも毎年1回のフォローアップ ※R4から関係省庁会議を開催

中長期的な課題

- 法医学や検案に対する関心拡大、人材のキャリアパスを含めた処遇確保、補助人材の法医学教育等の実施等による育成、確保等
- 死因究明等推進地方協議会等を活用した、地方公共団体横断的な取組のあり方の検討
- 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討

死因究明等推進計画の経緯

令和2年4月1日

死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和3年6月1日

死因究明等推進計画 閣議決定

※計画策定後、3年に1回を目途に、計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和5年5月8日
～令和5年5月11日
(持ち回り開催)

令和5年度第1回死因究明等推進本部
(死因究明等推進計画検証等推進会議の設置)

令和5年5月19日
～令和6年2月2日

死因究明等推進計画検証等推進会議
(計5回開催)

国民からの意見聴取

令和6年6月24日
～令和6年7月2日
(持ち回り開催)

令和6年度第1回死因究明等推進本部開催

死因究明等推進計画の変更案について

令和6年7月5日

死因究明等推進計画の変更について 閣議決定

死因究明等推進計画に基づく取組を推進